

川崎市自動車リサイクル関連事業者に係る行政指導指針

第1章 総則

(目的)

第1条 この指針は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に規定する登録申請、許可申請等を行う関連事業者等に対して、法に定めるもののほか、必要な行政指導を行うことにより、使用済自動車の適正な処理を促進し、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。なお、この指針は、川崎市行政手続条例（平成7年条例第37号）第34条の趣旨に基づく行政指導指針である。

(用語の定義)

第2条 この指針における用語の意義は、法、川崎市行政手続条例及び川崎市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年規則第61号。以下「細則」という。）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 政令 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）をいう。
- (2) 規則 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号）をいう。
- (3) 登録業者 引取業者の登録を受けた者及びフロン類回収業者の登録を受けた者をいう。
- (4) 登録簿 引取業者登録簿及びフロン類回収業者登録簿をいう。
- (5) 閲覧場所 引取業者登録簿の閲覧場所及びフロン類回収業者登録簿の閲覧場所をいう。
- (6) 事業計画者 法に基づく許可申請を行おうとする者で、この指針に規定する事前協議及び事業計画を要する者をいう。
- (7) 許可業者 法に基づく解体業及び破砕業の許可を受けた者をいう。
- (8) 事前協議 事業計画者又は許可業者（以下「事業計画者等」という。）による事業概要等の事前説明で解体業及び破砕業に係る事業計画に先立つものをいう。
- (9) 事業計画 事業計画者等による事業の内容を詳細に説明するもので、解体業及び破砕業に係る許可申請又は変更届に先立つものをいう。
- (10) 事前検査 事前協議及び事業計画に基づき解体業及び破砕業に係る施設及び設備等を事前に確認するための検査をいう。
- (11) 完成検査 解体業及び破砕業の許可申請又は許可業者の変更届に基づき解体業及び破砕業に係る施設及び設備等を確認するための検査をいう。

(登録の種類)

第3条 この指針で規定する登録の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 引取業者
- (2) フロン類回収業者

(許可の種類)

第4条 この指針で規定する許可の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 解体業

(2) 破砕業

(登録申請の種類)

第5条 引取業者に関する登録の申請の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 引取業者の登録を受けていない者が、新たに引取業を行うための登録（以下「引取業者新規登録」という。）の申請

(2) 引取業者の登録を受けている者が、その登録の有効期間の満了後も引き続き業を行うための登録（以下「引取業者更新登録」という。）の申請

2 フロン類回収業者に関する登録の申請の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) フロン類回収業者の登録を受けていない者が、新たにフロン類回収業を行うための登録（以下「フロン類回収業者新規登録」という。）の申請

(2) フロン類回収業者の登録を受けている者が、その登録の有効期間の満了後も引き続き業を行うための登録（以下「フロン類回収業者更新登録」という。）の申請

(許可申請の種類)

第6条 解体業に関する許可の申請の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解体業の許可を受けていない者が、新たに解体業を行うための許可（以下「解体業新規許可」という。）の申請

(2) 解体業の許可を受けている者が、その許可期限後も引き続き業を行うための許可（以下「解体業更新許可」という。）の申請

2 破砕業に関する許可の申請の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 破砕業の許可を受けていない者が、新たに破砕業を行うための許可（以下「破砕業新規許可」という。）の申請

(2) 破砕業の許可を受けている者が、その許可期限後も引き続き業を行うための許可（以下「破砕業更新許可」という。）の申請

(3) 破砕業の許可を受けている者が、事業の範囲を変更するための許可（以下「破砕業変更許可」という。）の申請

第2章 事前協議等

(事前協議)

第7条 解体業及び破砕業を新たに行おうとする者若しくは破砕業の事業の範囲を変更しようとする者又はその他市長が必要と認める者は、あらかじめ事前協議申込書及び必要な書類2部を市長に提出し事前協議を行い、審査を受けなければならない。

2 事前協議に係る所定の様式及び必要な書類については、川崎市自動車リサイクル関連事業者に係る事務取扱要領（以下「要領」という。）で定める。

(事前協議に係る指示等)

第8条 前条の事前協議において、市長は必要に応じて事業計画者等に指導、助言、勧告等を行うことができる。

2 市長は、必要と認めるときは、事業計画者等に追加して資料等の提出を求めることができる。

3 市長は、事前協議申込書等が形式上の要件に適合しないと認められるときは、当該事前協議申込書等を返却することができる。

(事業計画)

第9条 前条の事前協議の審査により認められた者又は解体業及び破砕業の更新許可の申請を行おうとする者は、解体業及び破砕業の種類ごとにあらかじめ事業計画について記載した書類3部を市長に提出し、審査を受けなければならない。

- 2 許可業者が事業計画の変更をしようとする場合(前項に規定する場合を除く。)は、あらかじめ事業計画について記載した書類3部を市長に提出し、審査を受けなければならない。
- 3 事業計画に係る所定の様式及び必要な書類については、要領で定める。
- 4 事業計画者等は、市長より事業計画の変更等の指導、又は提出された関係書類の訂正等の指示(以下「指導等」という。)を受けた場合は、措置状況等の報告を市長へ行わなければならない。

(事業計画に係る指示等)

第10条 前条の事業計画において、市長は必要に応じて事業計画者等に指導、助言、勧告等を行うことができる。

- 2 市長は、必要と認めるときは、事業計画者等に追加して資料等の提出を求めることができる。
- 3 市長は、前条に基づく審査等の過程において、事業計画者等に対し、事業計画の変更等を指導し、又は提出された関係書類の訂正等を指示することができる。
- 4 市長は、第2項に基づく指導等を行い、相当な期間を経過しても何ら措置等が取られない場合又は当該事業計画の実現困難な状況にあると認められる場合は、事業計画の中断を指示することができる。
- 5 市長は、前項に基づき中断した場合は、事業計画者等に対して事業計画書等の取下げを勧告することができる。

(事業計画者等の責務等)

第11条 事業計画者等は、周辺地域の生活環境の保全及び公衆衛生に配慮し、市の施策に協力するとともに、当該事業計画を次のいずれかの号に該当する区域の周辺住民等に合理的な方法により、周知するよう努めるものとする。

ただし、法の施行以前に解体業及び破砕業を行い、かつ、事業の内容を変更しないで当該事業を行う場合は、この限りではない。

なお、解体業の事業計画用地が、工業専用地域及び工業地域であるとき、また、破砕業の事業計画用地が、工業専用地域であるときを除く。

- (1) 事業用地が借地のときは、土地の地権者
 - (2) 原則として施設の敷地境界線から50m以内に居住する者及び事業所等の管理者
 - (3) 隣地の地権者
 - (4) 農業関係者(土地改良組合施行区画内にあるときは、同組合を含む。)
 - (5) 水路利用者(水路利用組合があるときは、同組合を含む。)
 - (6) 上記以外で、市長が必要と認める範囲の住民等
- 2 事業計画者等は、前項に規定する周知を行う場合には、あらかじめ事業計画周知計画書及び必要な書類を市長に提出しなければならない。
 - 3 前項に規定する事業計画周知計画書及び必要な書類は、要領で定める。
 - 4 事業計画者等は、第1項に規定する周知を行った場合には、事業計画周知報告書及び必要な書類を市長に提出しなければならない。
 - 5 前項に規定する事業計画周知報告書及び必要な書類は、要領で定める。
 - 6 事業計画者等は、第1項に規定する周知において住民等から合理的な意見があった場合

は、事業計画にその内容を反映させるように努めなければならない。

- 7 事業計画者等は、自らの責任において、関係法令（条例等を含む。）を遵守するものとする。
- 8 事業計画者等は、原則として事業所内に解体業及び破砕業を行うために必要な事務を行うことができる事務所を設置しなければならない。

（廃油の事業所からの流出防止対策）

第12条 事業計画者等は、油水分離装置を設置するにあたっては、雨水による廃油の事業所からの流出を防止するため、流入する雨水の量に応じた十分な能力を有するものとする。なお、油水分離装置の設計容量の算定にあつては、別紙を参考とすること。

（経理的基礎に関する指導事項）

第13条 使用済自動車及び解体自動車の処理を的確に、かつ、継続して行うために、次に掲げる事項を満たすよう努めること。

- （1） 関連事業者に係る事業について利益が計上できていること。
- （2） 自己資本比率（貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値をいう。）が10パーセントを超えていること。
- （3） 使用済自動車及び解体自動車の処理に係る計画において、設備投資に要する資金等を踏まえ、適切な収益が見込まれること。
- （4） 事業の用に供する施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること。
- （5） 役員報酬が著しく少なく計上されていないこと。
- （6） 解体業及び破砕業にあつては、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保されていること。
- （7） 各種税金、社会保険料又は労働保険料等の義務的支払いを適切に履行すること。

第3章 申請等

（引取業者新規登録及び引取業者更新登録の申請）

第14条 法第42条第1項に規定する引取業者の登録を受けようとする者（以下「引取業登録申請者」という。）は、規則第46条第1項の規定による申請書（規則様式第一）に、誓約書のほか必要な書類を添えて、正本1部、その写し1部を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の誓約書の様式及び申請書に必要な書類は、要領で定めるものとする。

（フロン類回収業者新規登録及びフロン類回収業者更新登録の申請）

第15条 法第53条第1項に規定するフロン類回収業者の登録を受けようとする者（以下「フロン類回収業登録申請者」という。）は、規則第50条第1項の規定による申請書（規則様式第三）に、誓約書のほか必要な書類を添えて、正本1部、その写し1部を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の誓約書の様式及び申請書に必要な書類は、要領で定めるものとする。

（解体業新規許可及び解体業更新許可の申請）

第16条 法第60条第1項に規定する許可を受けようとする者（以下「解体業申請者」と

いう。)は、規則第55条第1項の規定による申請書(規則様式第五)に、誓約書のほか必要な書類を添えて、正本1部、その写し1部を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の誓約書の様式及び申請書に必要な書類は、要領で定めるものとする。

(破砕業新規許可、破砕業更新許可及び破砕業変更許可の申請)

第17条 法第67条第1項に規定する許可又は法第70条第1項に規定する許可を受けようとする者(以下「破砕業申請者」という。)は、規則第60条第1項の規定による申請書(規則様式第八)又は規則第63条第1項の規定による申請書(規則様式第十)に、誓約書のほか必要な書類を添えて、正本1部、その写し1部を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の誓約書の様式及び申請書に必要な書類は、要領で定めるものとする。

第4章 登録簿の閲覧

(閲覧方法等)

第18条 登録簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、登録簿管理の必要上、閲覧記録簿に必要な事項を記入しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第19条 閲覧者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録簿を閲覧場所から持ち出さないこと。
- (2) 登録簿を破損し、汚損し若しくは加筆しないこと。
- (3) 他の閲覧者に迷惑を掛けないこと。
- (4) 酒気を帯びていないこと。
- (5) 係員の指示に従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者若しくは違反する恐れがある者に対し、閲覧を中止させ、又は禁止させることができる。

第5章 変更届

(引取業者の変更届)

第20条 引取業者の登録を受けた者が、法第46条第1項に規定する事項を変更した場合は、規則第48条の規定による引取業者変更届出書(規則様式第二)に必要な書類を添えて、正本1部、その写し1部を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書に必要な書類は、要領で定めるものとする。

(フロン類回収業者の変更届)

第21条 フロン類回収業者の登録を受けた者が、法第57条第1項に規定する事項を変更した場合は、規則第53条の規定によるフロン類回収業者変更届出書(規則様式第四)に必要な書類を添えて、正本1部、その写し1部を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書に必要な書類は、要領で定めるものとする。

(解体業の変更届)

第22条 解体業の許可を受けた者(以下「解体業者」という。)が、法第63条第1項に規定する事項を変更した場合は、規則第58条の規定による解体業変更届出書(規則様式第

七)に必要な書類を添えて、正本1部、その写し1部を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書に必要な書類は、要領で定めるものとする。

(破砕業の変更届)

第23条 破砕業の許可を受けた者(以下「破砕業者」という。)が、法第71条第1項に規定する事項を変更した場合は、規則第64条の規定による破砕業変更届出書(規則様式第十一)に必要な書類を添えて、正本1部、その写し1部を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書に必要な書類は、要領で定めるものとする。

第6章 廃業等の届出

(引取業の廃業等の届出)

第24条 引取業者の登録を受けた者が、法第48条第1項に規定する廃業等をした場合は、細則第2条の規定による引取業廃業等届出書(細則第1号様式)に必要な書類を添えて、正本1部、その写し1部を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書に必要な書類は、要領で定めるものとする。

(フロン類回収業の廃業等の届出)

第25条 フロン類回収業者の登録を受けた者が、法第59条において準用する法第48条第1項に規定する廃業等をした場合は、細則第3条の規定によるフロン類回収業廃業等届出書(細則第2号様式)に必要な書類を添えて、正本1部、その写し1部を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書に必要な書類は、要領で定めるものとする。

(解体業の廃業等届出書)

第26条 解体業者が、法第64条第1項に規定する廃業等をした場合は、細則第4条の規定による解体業廃業等届出書(細則第3号様式)に必要な書類を添えて、正本1部、その写し1部を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書に必要な書類は、要領で定めるものとする。

(破砕業の廃業等届出書)

第27条 破砕業者が、法第72条において準用する法第64条第1項に規定する廃業等をした場合は、細則第5条の規定による破砕業廃業等届出書(細則第4号様式)に必要な書類を添えて、正本1部、その写し1部を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書に必要な書類は、要領で定めるものとする。

第7章 再交付等

(登録通知書の再交付申請)

第28条 引取業者及びフロン類回収業者の登録通知書の再交付を受けようとする者は、市長に登録通知書の再交付申請書を提出し、登録通知書の再公布を受けることができる。

2 前項の申請書の提出部数は2部とする。

(許可証の再交付申請)

第29条 解体業及び破砕業の許可証の再交付を受けようとする者は、細則第7条の規定による許可証再交付申請書(細則第5号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出部数は2部とする。

(許可証の返還)

第30条 許可業者は、次の表に掲げる返還事由に対応する許可証を川崎市長に返還しなければならない。

返還事由	川崎市長に返還する許可証
解体業及び破砕業の許可の取消し処分を受けたとき	既存の許可証
解体業及び破砕業の許可の有効期限が到来し、許可の効力を失ったとき	既存の許可証
解体業及び破砕業の更新許可申請を行い、新たな許可証を受けたとき	更新許可前の許可証
破砕業の事業の範囲の変更許可申請を行い、新たな許可証を受けたとき	変更許可前の許可証
解体業及び破砕業の許可証の書換えを要する変更届出を行い、新たな許可証を受けたとき	書換え前の許可証
亡失した許可証を発見したとき	発見した許可証

附 則

(施行期日)

1 この指導指針は、平成26年10月1日から施行する。

(要綱等)

2 使用済自動車の再資源化等に関する法律に定める引取業者及びフロン類回収業者の登録等事務処理要綱(平成17年1月1日)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に定める解体業及び破砕業の許可等事務処理要綱(平成16年7月1日)は廃止する。

(経過措置)

3 この指針の施行前に、既に市長に対し事前協議を開始している者、事業計画書の提出した者又は提出を指示された者並びに許可の申請、届出等を行ったものは従前の例による。

別紙

油水分離装置の設計容量等について

1 油水分離装置の設計容量について

次の作業場面積は、降雨時に雨が降りかかる面積を想定しています。

(設定条件) 流出係数：0.95

降雨強度：5年確率標準降雨強度：37.1mm/h

(横浜気象台：川崎市上下水道局)

上記設定条件から算出した1㎡当たりの係数k = 0.0705

(例) 作業場面積A = 50㎡のとき

油水分離装置の設計容量Q = k × A = 0.0705 × 50 = 3.53m³

※ ただし、作業場全体が建屋内で降雨が流入するおそれがない場合は、この設計容量より小さくできます。

2 油水分離装置の設計容量が1に示す設計容量を満足できない場合の雨天時の対応例

(1) 雨天時は、作業を中止し、作業場全体をシートで覆い作業場に雨水が流入しないようにする。

(設定条件) 流出係数：0.95

降雨強度：5年確率標準降雨強度（5分値：82.1mm/h）

(横浜気象台：川崎市建設局)

対応時間：5分で作業場全体を養生シートで覆う

安全率：2倍

上記設定条件から算出した1㎡当たりの係数k = 0.013

(例1) 作業場面積(A)が50㎡の場合であって、5分間でシート養生した場合

油水分離装置の設計容量Q = k × A = 0.013 × 50 = 0.65m³

(例2) 作業場面積(A)が50㎡の場合であって、15分間でシート養生した場合

油水分離装置の設計容量Q = k × A = 0.039 × 50 = 1.95m³

シートで覆うまでに要する時間(分)	5	10	15	20
係数	<u>0.013</u>	0.026	<u>0.039</u>	0.052

(2) 既に設置されている油水分離装置が設計容量に満たない場合

既に設置されている油水分離装置が設計容量から勘案して、「○分以内に、作業場全体をシートで覆う。」、また「油水分離装置の清掃は1日1回行う。」「作業中に漏洩した油等は直ちに拭き取る。」などの作業・管理方法を標準作業書に記載して対応する。